平成２２年（フ）第２９号
山梨県甲府市北口２丁目13番12号
破産者　有限会社秋山文化堂
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
長野市上千歳町1336番地
破産者　株式会社ツルガ
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３７号
京都市伏見区恵美酒町945番地２
破産者　シーク電子工業株式会社
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
山口県宇部市大字妻崎開作610番地の５
破産者　株式会社キーストン
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４９７号
愛媛県松山市久米窪田町1028番地
破産者　有限会社ユーシンシステム
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１８３号
千葉県市原市栢橋215番地205
破産者　鈴木　孝幸
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５３６号
兵庫県姫路市広畑区小松町４丁目79番地２
破産者　松山明守こと　崔　　明守
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２６号
茨城県水戸市開江町1580番地の３
破産者　鈴木　勝巳
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７０号
茨城県常陸太田市稲木町1044番地
破産者　富永　　明
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６９号
茨城県常陸太田市中城町185番地
破産者　篠原　　剛
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
茨城県つくば市島名2323番地　諏訪Ｃ12街区２　ミレニオつくば万博記念公園1206号、開始決定時の住所茨城県つくば市東２丁目５番地32
破産者　加藤　光夫
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７５５号
埼玉県入間市高倉１丁目９番22号　112、前住所埼玉県入間市豊岡５丁目２番　35―521号
破産者　相田　園子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０９号
神奈川県秦野市西大竹241番地の12　グリーンヴィレッヂ下田202号
破産者　河野　正道
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４０９号
名古屋市千種区朝岡町１丁目８番地　ローレルコート本山1101号、開始決定時の住所名古屋市東区大幸４丁目17番10号
破産者　鬼頭　伸治
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９９１号
名古屋市瑞穂区太田町１丁目14番地、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区亀城町１丁目５番地の２
破産者　山内　良枝
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１４号
名古屋市中川区五女子１丁目１番８号　ユニーブル五女子303号
破産者　牛田　　毅
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５号
京都府与謝郡与謝野町字金屋431番地45、前住所京都府与謝郡与謝野町字金屋421番地９
破産者　寺本三四子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５９０号
盛岡市東緑が丘23番21号
破産者　松尾ナツエ
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部